

小規模企業共済制度 のご案内

小規模企業共済制度は、個人事業主または会社等の役員の方が事業をやめられたり退職された場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく、国がつくった共済制度で、いわば「小規模企業の経営者のための退職金制度」といえます。

この制度の特徴は、掛金は全額所得控除、受け取る共済金も退職所得扱い又は公的年金等の雑所得扱いとなります。

経営セーフティ共済 (中小企業倒産防止共済制度) のご案内

経営セーフティ共済は、取引先の突然の倒産が原因で、経営悪化の危機に直面してしまったときに資金を借入れることができる制度で、中小企業を守るために国がつくった共済制度です。

無担保・無保証人で、積み立て掛金の10倍の範囲内(最高3,200万円)で被害額相当の共済金が借入可能。毎月の掛金も税法上、必要経費または損金に算入できます。

※上記2つの共済制度の詳細内容のお問合せと加入申込みは、商工会、金融機関の本支店の窓口で取扱いしています。制度の運営は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が行っています。

制度のご相談は、

■ 共済相談室

電話050-5541-7171

URL

<http://www.smrj.go.jp/kyosai/index.html>

冬の踏切に注意！ 冬期間の踏切事故 防止のために

○踏切に近づいたら路面状況に応じ、確実に一旦停止できるスピードに落としましょう。

○踏切事故は、冬期間に多く発生しています。特に、12月から2月の積雪・寒冷期間に年間発生件数の約半数の踏切事故が発生しています。

○もし、踏切の中で立ち往生したら、あわてずにまず列車を止めてください。

※非常ボタンがあるときは、警報機が鳴っていないとともすぐにボタンを押してください。

※非常ボタンがないときは、自動車に備え付けの発炎筒や赤旗などで列車に合図してください。

※警報機が鳴り始めてから約30秒後に列車が来ます。

○もし、踏切内に閉じ込められたら、遮断ポールを自動車等で押し出して脱出してください。ポールは斜めに上がります。

エゾシカ狩猟期間における 国有林の入林許可について

エゾシカ狩猟期間(平成20年10月25日～平成21年3月1日)については、事故防止・安全確保の観点から、狩猟



者以外の一般の方の国有林への入林を許可しないこととしておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

留萌北部森林管理署

被害者支援にご協力を!!

○犯罪給付制度

犯罪被害者給付制度は、不慮の犯罪行為によって亡くなられた被害者の遺族の方や障害が残ったり、一定の要件に該当する重傷病を負った被害者の方に対して、国が給付金を支給し、その精神的・経済的打撃の緩和を図ろうとする制度です。

今年7月には、制度の大きな改正があり、「自賠償なみ」に給付金が拡大され、休業補償や申請期間の特例が設けられました。給付金を受けるための条件や手続きなどは法令で細かく定められておりますので、詳しい内容については、警察本部又は最寄の警察署にお問い合わせください。

○「オウム真理教犯罪被害者救済法」 本年12月から実施!!

地下鉄サリン事件では、不特定多数の人や反教団側の人とその家族が殺傷行為の犠牲となりました。

わが国が被害者を救済することが、テロと戦う姿勢を明らかにするとして、法の整備がされました。

～「犯罪被害者制度」と「オウム真理教犯罪被害者救済法」に関する問い合わせは～

北海道警察旭川方面本部警務課

犯罪被害者支援係

電話 0166-35-0110(内線2625)

月～金曜

午前8時45分～午後5時30分まで

※11月25日から12月1日は「犯罪被害者週間」です。

地域における各種被害者支援活動への積極的な参加をお願いします。